

「ゆーたん」の利用に関する取扱要領

(趣旨及び目的)

第1条 この要領は、湯沢町（以下、「町」という。）の認知度拡大、イメージ及び好感度向上に寄与することを目的とした「ゆーたん」の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「ゆーたん」とは、別に定める「ゆーたん利用の手引き」に掲げるものをいう。

2 この要領において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校のことをいう。

(利用範囲)

第3条 「ゆーたん」は、その利用にあたり次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用することができる。

- (1) 町及び町民活動の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、団体を町が公認、支援しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものと認められるとき。
- (5) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (6) 町の事業又は町が認めた関連事業を推進する上で、支障があると認められるとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用する場合
- (8) その他町長が不適当な利用と認めたとき。

(資格要件)

第4条 利用できる者は、以下の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 個人又は法人・団体の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下、「暴力団員等」という。）でないこと。

(2) 利用にあたって、町が適法性、安全性及び品質等を保証するものではないことを承知し、かつ苦情等が生じた場合は、自らの責務において必要な措置を講じることができる者であること。

(3) 日本国内に所在地を有する者であること。ただし、日本国外に所在地を有するが、町長が適当と認める場合はこの限りではない。

(利用申請)

第5条 町及び湯沢学園以外で「ゆーたん」を利用しようとする者は、「ゆーたん」利用申請書(様式第1号)を町長に提出し、あらかじめ許諾を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでないが、第7条以降は該当する場合は同じく適用されるものとする。

(1) 一般社団法人湯沢町観光まちづくり機構、一般社団法人雪国観光圏、湯沢町商工会及び社会福祉法人湯沢町社会福祉協議会が、営利を目的としないで利用する場合

(2) 日本国内外の行政機関が、公の目的で利用する場合

(3) 日本国内外の学校が、教育の目的で利用する場合

(4) 日本国内外の報道機関が、報道の目的で利用する場合

(5) 日本国内外のテレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、報道目的以外の放送又は記事等に利用する場合で、湯沢町のPRに資すると認められる場合

(6) 著作権法で認められている私的利用の範囲内で利用する場合

(7) 町の共催又は後援の事業で利用する場合

(8) その他町長が適当と認める場合

2 利用申請書には次の書類を添えて提出するものとする。

(1) 申請者の概要がわかるもの

(2) 物件の見本(デザインデータ、カラー画像、レイアウト、原稿等)

(3) その他、町が必要と認める書類

3 第1項各号に該当する場合は、利用する前に「ゆーたん」利用届出書(様式第2号)を提出しなければならない。

(利用許諾)

第6条 町長は、第5条の利用申請があった場合には、その内容を審査し、この要領に合致すると認め場合は、「ゆーたん」利用許諾通知書(様式第3号)により申請者へ通知するものとする。

2 町長は「ゆーたん」の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

3 町長は、利用を許諾しない場合は、「ゆーたん」利用不許諾通知書(様式第4号)により、申請者へ通知するものとする。

(利用許諾の判断)

第7条 町長は、第3条のほか、次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 「ゆーたん」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (2) 「ゆーたん」を忠実に再現しているものと認められない場合
- (3) 「ゆーたん」を利用することにより、湯沢町が主催、共催または支援していると誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (4) 申請した見本の修正指示に応じない場合
- (5) その他許諾することが不適當であると町長が認めた場合

2 町長は、許諾の判断を外部に意見聴取することができる。

(利用料)

第8条 「ゆーたん」の利用料は無料とする。

(利用上の遵守事項)

第9条 「ゆーたん」を利用する者は、その利用に際し、「ゆーたん利用の手引き」及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1条に規定する趣旨に反しないよう十分に注意すること。
- (2) 利用申請書に記載した利用目的以外に利用しないこと。
- (3) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
- (4) 許諾を受けた者は、物件に著作権表示と許諾番号表示をすること。
- (5) 「ゆーたん」の新規イラスト、既存のイラストの応用利用又は新規デザインであってもその著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、湯沢町に帰属することを承知すること。なお、作成にかかる費用の一切は利用者の負担とする。
- (6) 町長が行う売上調査その他の照会に応じること。

(利用期間)

第10条 「ゆーたん」の利用期間は、3年とする。

2 前項の利用期間満了後においても、引き続き利用するときは、改めて第5条に基づき申請し、許諾を受けなければならない。

(許諾内容の変更等)

第11条 申請者が利用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「ゆーたん」利用変更申請書（様式第5号）を町長に提出し、町長の許諾を受けなければならない。

2 町長は、前項の利用変更申請があった場合は、その内容を審査し、許諾の可否を申請者に通知しなければならない。

3 町長は、変更許諾をする場合は、「ゆーたん」利用変更許諾通知書（様式第6号）により申請者へ通知するものとする。

4 町長は、「ゆーたん」の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

5 町長は、利用変更を許諾しない場合は、「ゆーたん」利用変更不許諾通知書様式第7号)により、申請者へ通知するものとする。

(許諾の取消し等)

第12条 町長は、「ゆーたん」の利用物件が、この要領又は許諾内容に違反していると認められる場合には、その利用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下、「請求等」という。)を行うことができる。その場合、利用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

2 「ゆーたん」の利用許諾を受けた者が、前項の請求等に従わないときは、町長は、その許諾を取り消すことができる。

3 前項の許諾の取消しは、「ゆーたん」許諾取消通知書(様式第8号)により通知する。

4 本条第2項の規定により利用許諾が取り消されたときは、町長は、その損失の補償の責めを負わない。

(情報の公開)

第13条 町長は、「ゆーたん」の適正な利用と広く利用促進を図る観点から、利用の状況等について、情報を公開することができる。

(完成品の提出)

第14条 「ゆーたん」を利用する者は、その利用に係る完成品の実物又は写真等を町長に提出しなければならない。

(責任の制限)

第15条 利用者が、「ゆーたん」の利用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償または損失の補償等を求められた場合でも、町長は責任の一切を負わない。

(差止請求)

第16条 町長は、イラスト及びデザインの著作権を侵害し、又は侵害するおそれがある場合において必要と認めるときは、著作権法(昭和45年法律第48号)第112号に規定する差止請求その他必要な措置を講ずることができる。

(損害賠償)

第17条 町長は、利用者の「ゆーたん」使用により、町に損害が生じたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、「ゆーたん」の利用に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に、既に「ユータン」「ゆーたん」を利用している者に対しては、利用の制限を求めない。ただし、現にあるものを増刷・増産等するときは、この要領に基づく手続きを必要とする。